

秩父農林振興センターだより

第19号 平成31年3月発行



発行 埼玉県秩父農林振興センター

秩父市日野田町 1-1-44 Tel 0494(24)7211(代表)

ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0904/>



埼玉県のマスコット

「ポットン」「さいたまっちゃん」

地域の話題

そば生産の担い手が法人化 農業支援部

旧荒川村(現秩父市)は養蚕の盛んな地域でしたが、繭価の低迷とともに養蚕業が衰退し、昭和後期から桑園の遊休化が目立つようになりました。

このような中、昭和63年にJAが行ったそばの販売が好評だったのを契機に、養蚕の転換作物としてそばの生産振興が始まりました。平成7年に荒川そば生産組合を設立、平成13年には組合内に機械化部会を立ち上げ、作業機械の大型化によりそば栽培面積をさらに拡大してきました。

さらに平成29年、そば生産の担い手として組織をさらに発展させるため機械化部会を法人化し、農事組合法人ちちぶあらかわを設立しました。

新法人では農作業受託方式から自ら農地を借り受ける方式へ転換し、農地中間管理事業を活用して約18haの農地を利用集積することができました。

法人の生産基盤が安定したので、今後はさらなる農地集積による作付拡大、輪作体系 による連作障害対策、広域的な獣害対策など法人経営の強化に取り組みます。今後とも荒川地区の農地を守る経営体として活躍が期待されます。

同じ作物を毎年同じ畑につくる連作に対し、異なる作物を順につくること。輪作することで土の養分の偏りを防ぐことができ、土壌病害虫の防除効果も期待できる。



産地パワーアップ事業を活用した産地強化 管理部

昭和20年代後半から小鹿野町を中心に栽培が始まった「秩父きゅうり」は、厳しい選果基準により卸売市場から高い評価を得ており、現在、JAちちぶ園芸部会として4ha、32名が生産に取り組んでいます。

部会では産地の収益力を更に向上させるため、平成30年度農林水産省補助事業「産地パワーアップ事業」を導入し、ハウスの新設を行う11名がこの事業に参加しました。

事業では、より高品質で生産性の高い栽培技術を導入するため、ハウス内の温度を下げる「細霧冷房システム(ミスト)」や植物の光合成を促進する「炭酸ガス発生装置」、「自動液肥混入装置」などを組み合わせた統合環境制御型温室を整備しました。

事業を実施する上で最も苦労したことは、農地の確保です。11名中7名は大規模ハウス設置用の農地を新たに探す必要がありましたが、秩父地域は平坦な場所が少なく建設できる場所は限られています。

農業委員会、市町、県が協力して粘り強く未利用農地の地権者と交渉を重ねた結果、農地中間管理事業を活用して約2.9haの農地を確保することができました。

幸い降雪の影響もなく、年度末にはすべてのハウスが完成し、1月の定植に間に合いました。

秩父地域ではきゅうりのほか、「産地パワーアップ事業」を活用して、ぶどうの雨よけ施設の整備も行っています。



炭酸ガス発生装置



自動液肥混入装置

【事業概要】	
取組主体	JAちちぶ園芸部会 11 経営体
事業内容	ハウスの導入〔9棟・11,334㎡〕 資材等の購入〔2棟・804㎡〕
事業費	260,852,400円
補助金	130,423,000円



完成したきゅうりのハウス

4 Hクラブが地域の魅力あふれる中濃ソースを開発 農業支援部

秩父4Hクラブは、主にいちご、ぶどうの若手農家27名で構成されており、イベントにおける秩父農業のPRや、経営向上のための研修会に取り組んでいます。

その中で「秩父に観光で訪れたお客様に、秩父の思い出を家に持ち帰って楽しんでほしい」という機運が高まり、秩父地域の代表的な果物をたっぷり使った「ちちぶ中濃ソース」を開発することになりました。当センターが食味やラベルデザイン、食品安全について助言を行い、いちご、ぶどう、ブルーベリーを使用することで、他にはないフルーティーな味わいに仕上がりました。

原料は各クラブ員が提供し、ラベルのデザインもみんなで決めました。ラベル正面には秩父の人気観光スポットの芝桜と武甲山をあしらひ、側面には秩父弁で「このソース、なんたんべえ〜？」とキャッチコピーを載せています。

秩父の魅力が詰まった「ちちぶ中濃ソース」は、JAちちぶの各農産物直売所や、西武秩父駅祭の湯マルシェなどのイベント、会員の農園で販売しています。



盛り上がる秩父の観光農園 農業支援部

秩父地域は観光農業が盛んです。特にぶどうといちごは生産者が多く、観光農業の要となっています。新品種や新施設の導入、イベントの開催、最新技術の導入によってさらなる発展を見せています。

【ぶどう】秩父地域では観光農園を中心に50品種以上のぶどうが生産されています。中でも、秩父オリジナルの「ちちぶ山ルビー」は細長いルビー色の粒、種なし、皮ごと食べられるので好評です。現在は種無しで皮ごと食べられる品種が人気で、秩父でも「ちちぶ山ルビー」や「シャインマスカット」などの作付けが増えています。

秩父ぶどう組合連絡協議会ではぶどうの品質向上を図るため、平成30年8月にちちぶ山ルビー品評会、9月においしいぶどう品評会を開催したところ です。

このほか、産地パワーアップ事業を活用して、ぶどう園の規模拡大、雨よけ施設やかん水施設、加温機などの最新設備の導入を進め、産地強化を図っています。



【いちご】秩父地域の観光いちご園では多くの品種が栽培されています。近年では埼玉県が開発した新品種「かおりん」「あまりん」の作付けが増加しており、栽培技術の向上やPR活動、観光農園の環境改善を行っています。

平成31年1月には秩父地域のナンバーワンいちごを決める「いちごグランプリ2019」が開催され、高校生など一般の方々も招待して食味の審査を行いました。

この共進会はお客様に喜ばれるいちごを提供すること、更なる集客を図ることを目的に平成30年に始まりました。

2月に開催されたほ場共進会ではいちご園を巡回し、いちごの生育と果実の味、来客への配慮について審査を行いました。

評価結果を各農園に伝えることで、お客様にいつそう喜ばれるいちご園を目指します。



ICTを活用した獣害対策 農業支援部

秩父地域ではイノシシ、シカ、サル等の野生動物による農作物被害が深刻であるため、平成21年に広域連携組織「秩父地域鳥獣害対策協議会」を設立し、被害防止対策を進めています。

これまで協議会では、集落全体を柵で囲う広域防護柵の効果検証、GPS発信機やテレメトリー発信機を利用した野生動物の生息状況調査や追払活動を通じ、被害対策に取り組む地域の支援を行ってきました。

平成29年度からは、ICT(情報通信技術)を用いた遠隔操作・監視システムによる捕獲わなの技術実証を行っています。これは大型の檻の近くにカメラを設置し、ライブ映像をスマートフォン等の端末で監視し、目的の動物が檻に入ったら端末の操作で檻の扉を閉じるものです。夜間や離れた場所でも檻の様子が確認できる上、目的の動物を複数同時に捕獲することも可能です。

実証の結果、シカとイノシシの捕獲に成功したので、より効率的な捕獲ができるように検証を続けていきます。



捕獲したイノシシ

捕獲した動物に発信機を取り付けて放ち、電波で居場所を特定する装置。

ニホンジカ・ツキノワグマによる森林被害対策 林業部

荒川上流域の秩父の森林では、長年シカやクマによる森林被害が大きな課題となっています。

シカによる被害は、植栽したスギ・ヒノキの枝葉を食べて枯らす、角とぎで樹皮を剥いて樹木の成長を妨げるというものです。さらに下草まで食べ尽くしてしまって森林が裸地化し、



裸地化前



裸地化後

土砂崩れの恐れがあるところもあります。荒川源流の原生林では、豊かな植生や次代の若木までも食べられて、樹木はあっても山肌がむき出しになってしまったところも見られます。

一方、クマによる被害は、伐採時期を迎えたスギ・ヒノキの根元から樹皮を剥いてしまうため、木材に腐りが入ってしまうものです。森林所有者にとって大きな損失になっています。

このため、これらの被害に対して「彩の国みどりの基金」を活用して、県や市町、森林組合が造林地や被害を受けた原生林を樹脂ネットで囲う侵入防護柵の設置や太くて形状の良い木を選んで樹脂ネットを巻き付ける主林木保護工事を実施しています。また、激しい被害を受けて裸地化した森林では、筋工や植生マット工などの治山的工法で表土の移動を止めた上で、樹木の植栽と侵入防止柵を設置する復旧工事を実施しています。

当センターでは、健全な森林を維持・保全するとともに、森林経営意欲を向上するため、引き続き森林被害対策を推進していきます。



侵入防護柵



主林木保護工事



治山的工法を用いた復旧工事

センターからのお知らせ

GAP に取り組んでみませんか？ 管理部

農業には、土づくり、播種・育苗、施肥、農薬散布、除草、かん水、収穫、出荷調整など多くの工程(段階)があります。しかし、農薬の希釈ミスから引き起こされる残留農薬事故や機械の誤操作による農作業事故など、それぞれの工程には様々なリスク(危害)が潜んでいます。

GAP(ギャップ)とは、それぞれの工程に潜んでいるリスクを事前に予測し、予防策を点検項目として定め実践することで、農産物(食品)の安全確保とより良い農業経営を実現するものです。

また、農業に継続して取り組むためには、作るものが安全であり(食品安全)、環境に負荷をかけない取組であり(環境保全)、作る人が安全に農作業を行える(労働安全)ことが必要です。

GAPには、GLOBALG.A.P や JGAP など様々な認証機関によるものがありますが、いずれも点検項目に沿って計画(Plan)、実践・記録(Do)、点検・評価(Check)、見直し・改善(Action)を繰り返す方法で行います。

埼玉県では、県独自のGAP規範であるS-GAP(埼玉スマートGAP)を策定しています。県の農場評価員がS-GAPに取り組む農場の取組を評価し、該当する項目が全て「適」と判断された農場は、「S-GAP実践農場」となります。

さらに、平成30年2月には東京オリンピック・パラリンピック農産物調達基準に対応した新しい評価規格「S-GAP実践農場2020」を創設しました。

農場評価を受けることで、御自身の農場の良い点や改善点が明らかになり、農場経営を見直すきっかけとなりますので、ぜひGAPに取り組むことをお勧めします。

S-GAPの農場評価は無料です。御興味のある方はお気軽に当センターに御相談ください。

Good Agricultural Practice (農業生産工程管理)



食品表示法は、それまであった「食品衛生法」「JAS法」「健康増進法」の3つの法律を一元化し、より分かりやすい食品表示制度を作るために施行された法律です。この新法に基づく加工食品の食品表示への完全移行までの猶予期間は平成32年(2020年)3月31日までとなっています。

新法に基づく加工食品の食品表示では、次の7項目を記載することとなっています。

名称	その内容を表す一般的な名称を表示します。 例) いちごジャム
原材料名	使用した原材料を、重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示します。 例) いちご(埼玉県産) 糖類又は砂糖類(砂糖、水あめ)
添加物 「原材料名」欄に原材料名と明確に区分して表示することも可	添加物に占める重量の割合の高いものから順に表示します。なお、甘味料、着色料などの用途に使用されるものは、その用途名を併せて表示します。 例) ゲル化剤(ペクチン: リンゴ由来)、酸味料
内容量	内容重量、内容体積又は内容数量を表示します。 例) 200g
期限表示	「消費期限」又は「賞味期限」を表示します。 例) 年 月 日
保存の方法	その食品の特性に従って具体的に表示します。 例) 直射日光を避け、湿度の低いところで常温保存してください。 製品によっては使用上の注意を表示する必要あり
食品関連事業者 「製造者」「販売者」「加工者」「輸入者」のいずれかを表示	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名及び住所を表示します。 例) 秩父太郎(農園) 埼玉県 市 1-1 法人は登記された法人名を記載 表示責任者が販売者である場合は別途製造者を記載

他に必要に応じて表示する項目として、原料原産地名、原産国名、製造所又は加工所の所在地及び氏名又は名称があります。表示方法の注意事項は次のとおりです。

1. 必要な表示は一括してまとめて表示する。
2. 容器包装の見やすい箇所に表示する。
3. 文字及び枠の色は背景と対照的な色で表示する。
4. 8ポイント以上の統一のとれた大きさで表示する。(表示可能面積が150cm²以下の場合は5.5ポイント以上)

食品表示法については消費者庁のホームページ、原料原産地制度については農林水産省ホームページに詳細が掲載されていますので御確認ください。

消費者庁 食品表示法等(法令及び一元化情報)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/

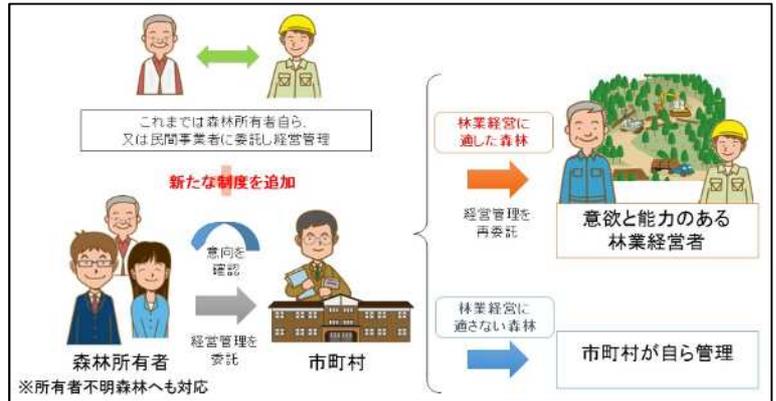
農林水産省 加工食品の原料原産地表示制度について

http://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/gengen_hyoji.html

平成 31 年 4 月から「森林経営管理制度」と「森林環境譲与税」が始まります 林業部

これまでの森林の経営管理(造林、保育、収入間伐、主伐などにより管理し、収益を得る)は、所有者自ら又は委託を受けた森林組合等が行ってきました。

新制度ではこの仕組みに加えて、経営管理ができない所有者や所有者不明森林にも対応するため、適切に管理されていないスギ・ヒノキの人工林について、市町村長が所有者と合意して設定する「経営管理権」に基づいて経営管理する「森林経営管理制度」を設けました。この「経営管理権」により、意欲と能力のある林業経営者(森林組合等)や市町村に経営管理を集約して施業コストを縮減し、健全な森林の維持管理を目指します。



「森林環境譲与税」は、国の特別会計から市町村・県へ交付されるもので、担い手の育成、経営管理権設定のための意向調査や市町村が行う森林整備に使われます。また、木材を使った公共施設整備にも使われますので、県産木材利用を通じて都市地域から森林地域へ還元される仕組みになっています。

秩父地域では、1市4町・県・森林組合等で構成される協議会で、荒川下流26市区町に木材利用を働きかけるとともに、地域全体で運用するために効率的な業務組織の新設を進めています。



平成36年度(2024年度)から課税される森林環境税を財源として、前倒して交付されます。

用排水路や農道などで困っていませんか? 農村整備部

当センターでは、「県費単独土地改良事業」により、規模の小さい農業用排水路や農道等の改修工事に対する補助を行っています。

護岸されていない農業用排水路の整備や狭く未舗装の農道改修などを対象とした補助事業であり、市町村・土地改良区が事業主体で行うものです。

事業の要望がある場合は、予定される事業主体(関係する市町・土地改良区)、または、当センターへ御相談ください。

補助の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・農振農用地区域内であること ・受益面積1ha以上(山村丘陵地域) ・1地区50万円以上
事業主体	市町村、土地改良区
補助率	県費補助：33%以内(残額は事業主体が負担)

